

問題1 建築物省エネ法に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 現行省エネ法で定められている、300m²以上の建築物の新築等に係る省エネ措置の届出については、建築物省エネ法においても引き続き規定されている。
- 2) 適合性判定の対象にも届出の対象にもならない建築物を新築しようとする建築主については、特段の努力義務は定められていない。
- 3) 新技術等が採用されている建築物の評価のための大臣認定制度が措置されている。

問題2 建築物省エネ法における適合基準に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 第11条・12条で規定された基準適合義務において適合すべき基準は、外皮基準と一次エネルギー消費量基準である。
- 2) 第30条で規定された建築物エネルギー消費性能向上計画の認定において適合すべき基準は、外皮基準と一次エネルギー消費量基準である。
- 3) 第19条で規定された届出等において住宅が適合すべき基準は、外皮基準と一次エネルギー消費量基準である。

問題3 基準適合義務の対象となる建築物に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 現行省エネ法に基づく届出を規制措置施行日以前に行った場合については、規制措置施行日後に省エネ措置に係る計画変更を行っても、基準適合義務の対象とはならない。
- 2) 着工が規制措置施行日以降であっても、現行省エネ法に基づく届出を規制措置施行日以前に行えば、基準適合義務の対象にはならない。
- 3) 当初の確認申請が規制措置施行日以前に行われた場合について、規制措置施行日後に計画変更の確認申請が行われていない場合に限り、基準適合義務の対象にはならない。

問題4 建築物省エネ法の基本方針等に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 建築主は、建築物の新築、増改築、修繕若しくは模様替え等において、その建築物のエネルギー消費性能の向上を図るよう努めなければならない。
- 2) 建築物の販売又は賃貸を行う事業者は、その販売又は賃貸を行う建築物について、エネルギー消費性能を表示するよう努めなければならない。
- 3) 所管行政庁は、建築主等に対して必要な指導及び助言することができ、これに従わない場合には、国土交通省大臣に対して建築主等への指導及び勧告を要請しなければならない。

問題5 基準適合義務の判断に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 非住宅部分が 2,500m² の建築物の新築について、非住宅部分のうち高い開放性を有する部分の床面積が 1,000m² あるため、基準適合義務の対象外であると判断した。
- 2) 非住宅部分が 3,000m² の建築物（法施行後に建築）について、非住宅部分 200m² を増築する場合は、基準適合義務の対象と判断した。
- 3) 非住宅部分が 1,600m² の建築物（法施行後に建築）について、非住宅部分 600m² を増築する場合は、基準適合義務の対象と判断した。

問題6 省エネ計画の提出に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 基準適合義務の対象となる建築物について、高い開放性を有する部分に設けられた計算対象設備についても、エネルギー消費量の計算を行った省エネ計画を所管行政庁等に提出した。
- 2) 非住宅部分が 2,500m²、住宅部分が 500m² の建築物について、非住宅部分のみの省エネ計画を所管行政庁等へ提出した。
- 3) 法施行の際に現に存する建築物の増築について、増改築面積が一定の割合未満である特定増改築に該当したため、届出に係る省エネ計画を所管行政庁に提出した。

問題7 基準適用除外に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 居室を有せず空気調和設備を設ける必要がない建築物であるため、基準適用除外と判断した。
- 2) 文化財保護法の規定により重要文化財と指定されている建築物であるため、基準適用除外と判断した。
- 3) 建築基準法第 85 条の許可を受けた仮設建築物であるが、2,000m²を超えていたため基準適合義務の対象と判断した。

問題8 建築物省エネ法における「届出等」に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 届出の対象となる場合、建築主は工事着手の 21 日前までに、建設地の所管行政庁に届出を行う必要がある。
- 2) 建築物省エネ法では、省エネ措置の届出事項に係る維持保全状況の定期報告制度は廃止となる。
- 3) 届出の対象となるのは、特定建築行為に該当するものを除く 300m²以上の建築物の新築、増改築、修繕・模様替えや、空気調和設備等の設置・改修を行う場合である。

問題9 建築物省エネ法第 23 条の「大臣認定制度」に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 大臣認定制度では、採用する個々の技術、および、個別の建築物に対して大臣による認定が行われる。
- 2) 登録建築物エネルギー消費性能評価機関（登録省エネ評価機関）とは、特殊の構造・設備を用いる建築物の性能を評価する機関である。
- 3) 大臣認定を受けた建築物のうち、適合性判定の対象となるものについては、適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる。

問題 1 0 建築物省エネ法における「性能向上計画認定・容積率特例制度」に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 性能向上計画の認定を取得した場合、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に、省エネ性能向上のための設備を設置するために要した床面積を一定の範囲内で算入しないことができる。
- 2) 性能向上計画認定の対象となるのは、省エネ性能の向上に資する建築物の新築又は増築、改築のみである。
- 3) 性能向上計画認定を取得した建築物のうち、適合性判定の対象となるものについては、適合判定通知書の交付を受けたものとみなすことができる。

問題 1 1 建築物省エネ法における「基準適合認定・表示制度」に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 認定表示は建築物全体だけでなく、共同住宅における特定の住戸の部分のみや、テナント部分のみなども対象となる。
- 2) 認定表示の対象は、新築、増改築等の建築計画ではなく、既存建築物である。
- 3) 認定表示の申請は、建築主と建築物所有者が異なる場合、建築物所有者が当該建築物の所在地の所管行政庁に対して行う。

問題 1 2 建築物省エネ法における「登録省エネ判定機関」に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 適合性判定員の数、登録省エネ判定機関あたり最低限 1 人であり、さらに、年間に判定を行おうとする特定建築物の棟数に応じて定められた数以上でなければならない。
- 2) 登録省エネ判定機関は、所管行政庁からの要請を受け、建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部又は一部を行うことができる。
- 3) 登録省エネ判定機関への登録にあたっては、判定の業務を行う部門に専任の管理者が置かれている必要がある。

問題 1 3 適合性判定に係る手続きに関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 特定建築行為に該当するため、その工事に着手する前に、所管行政庁等による適合性判定を受けた。
- 2) 省エネ計画の変更が軽微な変更に対応するため、当該部分の工事を行う前に、当該変更に係る適合性判定の申請を行わなかった。
- 3) 特定建築行為に該当するため、確認済証の交付を受ける前に、適合判定通知書を所管行政庁等に提出した。

問題 1 4 建築確認・省エネ適合性判定の手続きにおける建築主の行為として、最も不適当なものはどれか。

- 1) 建築確認申請をする際に、提出する図書等に非住宅部分や高い開放性を有する部分が判るように明示した。
- 2) 省エネ適合判定通知書等の提出にあたり、適合判定通知書のかわりに性能向上計画認定書の写しを添付した。
- 3) 計画変更が、建築物省エネ法の軽微な変更に対応し、建築基準法の軽微な変更にも該当したので、計画変更に係る確認申請を行った。

問題 1 5 完了検査の審査において、省エネ基準に係る計画変更の内容が「軽微な変更」であることの確認において、最も不適当なものはどれか。

- 1) 一定範囲内の省エネ性能が低下する変更について、軽微な変更説明書と当該変更に係る図面や仕様書等の根拠資料により、軽微な変更に対応していることを確認した。
- 2) 軽微な変更かどうかを軽微な変更説明書及び、所管行政庁が交付した軽微変更該当証明書とその申請図書一式により確認した。
- 3) 省エネ性能が向上する変更について、現場検査後に、軽微な変更説明書と当該変更による計算結果で、軽微な変更に対応していることを確認した。

問題 1 6 モデル建物法に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 8,000m² の非住宅建築物について、モデル建物法でエネルギー消費性能の評価を行った。
- 2) モデル建物法では太陽光発電設備の評価が行えないため、太陽光発電設備はないものとして評価を行った。
- 3) 建築基準法における建築物の用途区分コードが「08470」の事務所について、モデル建物法で「事務所モデル」を選択して評価を行った。

問題 1 7 非住宅建築物のエネルギー消費性能評価方法に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) より精緻な評価を行いたいため、モデル建物法ではなく標準入力法で評価を行った。
- 2) 北海道札幌市の事務所ビルを評価するため、地域区分は「1 地域」を選択して評価を行った。
- 3) コージェネレーション設備の評価を行いたいため、標準入力法で評価を行った。

問題 1 8 モデル建物法における外皮性能の評価に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 断熱仕様入力シートにおいて、断熱材がない壁については、入力する必要はない。
- 2) 外気に接する外皮を評価の対象とし、地盤面以下の、外気と接しない壁については対象としない。
- 3) 外皮仕様入力シートにおいて、図面上でブラインドの設置を確認できれば、手動、自動は問わず「有」と入力できる。

問題 19 モデル建物法の空気調和設備の入力項目に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 事務所と物販店舗の複数用途の建物において、同一の熱源機を用いて空調を行うため、事務所の空気調和設備として入力し、物販店舗には空気調和設備を入力しなかった。
- 2) 外壁や窓等の仕様についても入力した。
- 3) 物販店舗用途の建物でテナント等が決まっていなくても、設置する空気調和設備については図面に記載し評価対象とした。

問題 20 モデル建物法の空気調和設備の入力項目に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 熱源機種が複数混在するため、その中で能力の合計値が最大の機種を主たる熱源機種とした。
- 2) 熱源機種が複数混在する際の熱源効率として、主たる熱源機種で選択した熱源機器の COP を一次エネルギー換算値で入力した。
- 3) 暖房を温水発生機のみで行うので、暖房の個別熱源比率をゼロとした。

問題 21 モデル建物法における機械換気設備の評価に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) モデル建物法による機械換気設備の評価では、単相の送風機については、入力を省略することができる。
- 2) 高効率電動機の有無の入力では、高効率電動機を採用した送風機の送風量の割合が全送風機の合計風量の 80%以上である場合は「有」を選択し、それ以外は「無」を選択する。
- 3) モデル建物法による機械換気設備の評価では、排熱、除湿、脱臭を目的とした送風機、及び、空調対象室に設置された新鮮外気導入のための送風機を対象とする。

問題 2 2 モデル建物法による照明設備の評価について、最も不適当なものはどれか。

- 1) すべての照明器具について、手動スイッチによる局所的な調光システムを採用したため、明るさ検知制御を「有」とした。
- 2) 物販店舗モデルを選択したので、当該建物の事務室の照明設備を評価しなかった。
- 3) すべての照明器具について、照明制御盤で昼休みに自動的に減光するシステムを採用したため、タイムスケジュール制御を「有」とした。

問題 2 3 給湯設備の熱源に関する入力で、最も不適当なものはどれか。

- 1) モデル建物法の入力シートにおいて、給湯熱源として真空式温水発生機を採用したため、JIS B 8417 で規定される熱出力と燃料消費量及び消費電力を入力した。
- 2) モデル建物法の定格加熱能力の入力において、ガス給湯機の号数に 1.74 を乗じた値を入力した。
- 3) 設計図書で業務用ヒートポンプ給湯機の間歇条件下での定格加熱能力と定格消費電力が記載されていたため、モデル建物法の入力シートに、この設計図書の数値を入力した。

問題 2 4 給湯設備の保温に関する入力で、最も不適当なものはどれか。

- 1) モデル建物法で病院用途の場合、病室の浴室は評価対象であるが、管理部門の浴室は評価対象外とした。
- 2) 新築旅館の浴場に自閉式水栓を採用したが、節湯器具「自動給湯栓」とはみなさず、節湯器具は「無」とした。
- 3) 給湯配管が最大管径 40mm、保温材厚さが全ての管径で 25mm であったため、モデル建物法の入力シートに、当該熱源システムの保温仕様を「保温仕様 2 または 3」として入力した。

問題25 モデル建物法における昇降機の評価に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 計算対象建物用途内に設置され、かつ、建築物省エネ法で評価対象となるすべての昇降機を対象とした。
- 2) 計算対象建物に複数の速度制御方式が混在していたため、最も積載量大きい昇降機の速度制御方式を選択した。
- 3) 対象とする速度制御方式は、「交流帰還制御方式等」、「可変電圧可変周波数制御方式（回生なし）」、「可変電圧可変周波数制御方式（回生あり）」の3つから選択した。